

副  
本

平成21年(行コ)第269号 ハッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件  
控訴人 柏村忠志 外19名  
被控訴人 茨城県知事 外1名

# 準備書面 (8)

平成25年4月26日

東京高等裁判所第10民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖

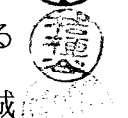


被控訴人茨城県知事指定代理人

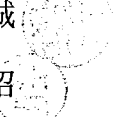
小 又 眞 澄



桔梗谷 かおる



大 高 誠



朝 日 光 昭



齊 藤 正 博



渡 辺 北 斗



岩 田 孝 夫



金 井 政 喜



志 田 健 文



和 田 幸 三



柴 田 隆 夫



堀 江 義 徳



被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

藻 垣 功 夫



磯 崎 博 志



栗 原 武 士



本件のご参考に供するため、被控訴人らは、本準備書面において、原審判決書中の口頭弁論終結日後に変更があった事項、誤記と思われる事項及び誤解と思われる事項等について指摘することとする。

なお、本件は、被控訴人ら準備書面（６）で主張したように、また、東京都知事らを被控訴人とする本件と同種事件の判決（貴庁第５民事部平成２１年（コ）第２１３号事件）について準備書面（７）でコメントしたように、実体判断に踏み込むまでもなく失当のものとして棄却されるべき事案であって、本準備書面は実体判断を求める趣旨のものではない。また、本準備書面は、変更があった事項等の形式的なものを指摘するものであり、各判決の判断の当否や被控訴人らがこれまでの準備書面で主張してきた実質的な内容に言及することを目的とするものでもない。

#### 1 原審の口頭弁論終結日後に変更があった事項

- (1) １頁２０行目、１０頁２２行目、２２頁６行目・２２行目及び２３頁９行目「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」並びに２２頁１２行目「財団法人」について

平成２４年６月２８日に内閣総理大臣の公益認定を受け（乙３４８号証の１）、同年７月２日に公益法人の設立登記を行って公益財団法人に移行しており、現在は「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金」である（乙３４８号証の２）。

- (2) １７頁１１行目ないし１５行目における河川法６０条１項の引用について

河川法６０条１項は、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成２２年法律第２０号）により一部改正され、当時の規定と現行の規定とが異なるため、「政令で定めるところにより、その２分の１・・・を負担すると定められている（同法６０条１項）。」としても、これは当時の負担区分であり、平成２２年法律第２０号により河川法６０条１項の内容が一部改められているため、現行規定とは一部の負担区分が異なっている。

- (3) 22頁14行目ないし17行目「その事業は、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄付行為」により、・・・等とされている（乙44号証ないし乙45号証の2）」について

公益財団法人移行後は、「その事業は、「公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金定款」（以下「基金定款」という。乙348号証の3）により、ダム関係地方公共団体が講ずる水源地域にかかる諸施策に対する援助事業、水源地域及び水需要地域の交流事業等とされている」が適切である。

なお、公益財団法人への移行に伴い、財団法人名義で既に締結した協定書（乙48号証）は、基金定款4条2項に基づく業務方法書附則3項の規定により、公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金と読み替えることとされている（乙348号証の4）。

- (4) 13頁7行目「暫定豊水水利権4万4640m<sup>3</sup>/日」及び38頁7行目「暫定豊水水利権による取水量4万4640m<sup>3</sup>/日」について

被控訴人ら準備書面（1）19頁9行目で述べたとおり、5万317m<sup>3</sup>/日となる。

- (5) 15頁13行目「同法施行令14条の2」について

平成21年の農地法施行令等の一部を改正する政令附則19条の規定により、特定多目的ダム法施行令の該当条項が改正され、14条の2は14条に繰り上げられているため、「14条の2」は、「14条（平成21年の改正前は14条の2）」となる。

- (6) 38頁14行目「44市町村のうち41市町村と2水道企業団」について

平成24年3月31日に利根町水道事業が廃止されたことに伴い、「44市町村のうち40市町村と2水道企業団」となる（乙349号証）。

- (7) 39頁14行目「建設中の湯西川ダム」について

湯西川ダムは、原審口頭弁論終結時点では、ハッ場ダムと同様に建設中であったが、その後、平成24年11月28日に建設が完了している（乙350号

証)。

(8) 42頁9行目「平成13年の6回」について

平成24年の濁水を追加すれば、平成に入って取水制限までに至った濁水は7回になるので、「平成13年及び平成24年の7回」である(乙351号証)。

(9) 69頁6行目ないし7行目「水道普及率がそれぞれ88.0%, 79.5%」について

平成24年3月末現在では、「水道普及率がそれぞれ90.9%, 85.7%」である。(乙352号証の1・2)。

(10) ハッ場ダム建設事業を巡るその後の経過について

ハッ場ダム建設事業を巡る情勢の変化については、被控訴人ら上申書及び上申書(2)に述べたとおりであるが、その後の経過について、参考までに別途上申書(3)を提出する。

2 誤記と思われる事項

(1) 7頁13行目ないし14行目「同基本計画の変更時(平成13年及び平成16年)」について

基本計画変更は平成20年にも行われていることから、「平成13年、平成16年及び平成20年」が正確である。

(2) 7頁21行目ないし8頁1行目「利根川水系が水資源開発水系として指定されているため、国土交通大臣(平成13年1月5日以降は内閣総理大臣)」について

昭和37年4月30日総理府告示第12号で利根川水系が水資源開発水系として指定されていることから、「利根川水系が水資源開発水系として指定されている(昭和37年4月30日総理府告示第12号)ため、国土交通大臣(平成13年1月5日以前は内閣総理大臣)」とするのが適切である。

(3) 10頁12行目「策定された」について

茨城県が主語であるため、「策定した」の誤記と思われる。

- (4) 11頁13行目「八ッ場ダム建設に関する基本計画」について  
正確には「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」である。
- (5) 18頁18行目「納付の告知」について  
正確には「納付の通知」である。
- (6) 25頁21行目「河川法第60条, 3条2項」について  
正確には「河川法第60条, 63条1項」である。
- (7) 37頁20行目「水のマスタープラン検討委員会」について  
正確には「いばらき水のマスタープラン策定検討委員会」である。
- (8) 38頁7ないし8行目「水道法の許可」について  
正確には「水道法の認可」である。
- (9) 38頁20行目「11市町村の水道事業者」について  
正しくは「11市町村に給水を行う7市町村1企業団の水道事業者」である。
- (10) 48頁4行目「堤高嵩上げ」について  
正確には「堤防嵩上げ」である。
- (11) 48頁12行目ないし13行目「治安安全上」について  
「治水安全上」の誤記と思われる。
- (12) 49頁5行目ないし6行目「流水特性を考慮し」について  
正確には「流出特性を考慮し」である。
- (13) 56頁1行目及び80頁17行目ないし18行目「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定委員会」について  
正確には「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」である。
- (14) 57頁6行目ないし7行目「水没住民等の被害」について  
「水没住民等の利害」が適切と思われる。
- (15) 61頁1行目ないし2行目「建設費負担金の支出という判断」について  
「建設費負担金の支出についての判断」の方が適切と思われる。
- (16) 61頁6行目「茨城県の水道事業会計」について

正しくは「茨城県の一般会計」である。

- (17) 61頁17行目ないし18行目「河川法60条」、75頁11行目「河川法60条1項」について

茨城県は、河川法60条だけでなく同法63条（他の都府県の費用の負担）に基づいても負担金を負担しているため、「河川法60条及び63条」、「河川法60条1項及び63条1項」が適切な表現である。

- (18) 69頁11行目及び12行目「工業用水」について

正しくは、被控訴人ら準備書面（1）43頁4行目ないし6行目に述べたとおり、「工場用水」である。

- (19) 70頁12行目「約44万1072 m<sup>3</sup>/日」

「約」は不要である。

### 3 原判決の誤解と思われる事項

66頁下から2行目ないし67頁3行目で「被告企業局長は、利水に関して、・・・平成14年3月に策定された旧プランや平成19年3月に策定された新プランに基づいて、ハッ場ダム事業にかかる支出をしてきたものと考えられる。」また、同16行目ないし18行目で「被告企業局長は平成19年の3月に策定された新プランに基づいて・・・支出を続けている」と判示している。

被控訴人ら準備書面（1）30頁1行目ないし14行目で述べたとおり、マスタープランは、知事部局である企画部水・土地計画課が、茨城県全体の水需給バランスをみるため、各水道事業者とは別に、各種統計データや水利権の状況などに基づきマクロ的に茨城県全体の水需要予測を行っているものであり、一方、地方公営企業である企業局を含む各水道事業者の個々の水源開発については、各水道事業者の事情、地域の特性、人口や経済の動向、渇水時の対応のための水源分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立ってそれぞれで決定しているものである。

本件のハッ場ダム建設事業への参画については、あくまで被控訴人ら準備書面

(1) 17頁ないし20頁で述べたとおり、今後もつくばエクスプレス沿線開発等により、現在確保している水源では供給水量の不足が見込まれる県南及び県西広域水道用水供給事業の水源を確保する必要があるために行われたものなのである。

したがって、マスタープランにおける県全体の水需給予測の適否と企業局の水道用水供給事業者としてのハッ場ダム建設事業への参画の適否とは関係がなく、マスタープランとハッ場ダム建設事業への参画を関連づけた判示は、不適切といわざるを得ない。